

提言第二次案本文

(1) 大綱改正の必要性

平成19年6月に閣議決定された自殺総合対策大綱（以下、大綱）には「大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う」と記述されています。これを受けて、自殺総合対策大綱を改正するための作業が始まっています。

以下に、現在の大綱の効果と限界を述べて、大綱改正への提言の根拠とします。

(ア) 対策のモニタリングを自殺率以外の指標（自殺未遂者数・率など）で実施可能とすること

わが国の自殺の実態を把握するための指標として、人口動態統計と警察庁の自殺の概要資料が用いられています。しかしこれらの自殺死亡の統計は、自殺対策のモニタリングや評価には適さない場合があります。わが国の年間自殺率（人口10万人あたりの年間の自殺者数）は25程度です。地域ごとにきめ細かな自殺対策を実施する場合、その対象となる地域の人口規模はあまり大きくありません。人口10万人で年間の自殺者数が25人の地域を想定するならば、自殺率10%の減少は、年間の自殺者数において2-3人減少することが目的人数となります。しかし、自殺者数は偶然の変動により同程度の範囲で毎年増減を繰り返しています。2-3人程度の変化は、この偶然変動の中に埋もれてしまうのです。このように自殺対策の効果の指標として自殺率、自殺死亡者数を使用することがいつも適切というわけではありません。地方公共団体において様々な自殺対策が実施され始めたこの5年を考慮すると、今後は自殺予防活動のモニタリング指標としては、自殺未遂の把握がより重要となります。自殺未遂者数・率であれば、人口10万人あたり人数は自殺死亡率よりもはるかに大きな数字となるため、偶然変動の影響を受けにくいモニタリング指標となります。自殺未遂者数を集計するのは簡単ではないかもしれませんが、自損による救急搬送を基に集計する、2次および3次救急に搬送された自傷・自殺未遂者数を集計するなどの方法があり、関係省庁間の連携によってそれが実現することが期待されます。

(イ) 根拠に基づく記述

現在の大綱は、「自殺総合対策のあり方検討会」（以下、「あり方検討会」）における議論をもとにまとめられた「総合的な自殺対策の促進に関する提言」をもとにしています。「あり方検討会」においては様々な議論が行われているものの、提言の根拠についての記載は提言の中に含まれていません。さらにこの提言をもと